証券コード　9767
平成28年６月3日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目10番１号
日　建　工　学　株　式　会　社
代表取締役社長　皆　川　曜　児

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号
ＢＩＺ新宿１階　多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第53期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nikken-kogaku.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安や原油安の状況が継続したこと等から、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな上昇基調で推移いたしましたが、年度後半では、アメリカの金利引上げ、中国経済の減速、地政学的リスク等による世界経済変動から、日本経済はマイナス金利の導入にもかかわらず円高となり、株式市場が低迷し、景気の先行き不透明感は増加しております。

建設事業関連においても、堅調であった公共投資がマイナスに転じたことに加え、建設業界における労務単価、建設資材価格等の動向にも注視が必要な経営環境が生じました。

このような情勢のもと、当社グループは、東日本大震災の復興事業における海岸堤防、防潮堤工事の受注に努め、製品納入が進捗したことにより、資材・製品販売事業の売上高は、8,403百万円（前期比21.4%増）となりましたが、復興事業以外の事業を中心とする型枠貸与事業の市場規模は減少し、型枠貸与事業の売上高は1,347百万円（前期比24.8%減）にとどまりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,750百万円（前期比11.9%増）となりました。

収益面では、設備投資した鋼製型枠の減価償却費は減少したものの、利益率の高い型枠貸与事業の売上減による利益減少を、資材・製品販売事業の売上増による利益増加で補いきれなかったことに加え、安定した経営基盤の確立へ向けて人材を拡充した結果、販売費及び一般管理費は増加し、当連結会計年度の営業利益は99百万円（前期比72.3%減）、経常利益は83百万円（前期比78.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は52百万円（前期比85.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、311百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

（事業別売上高）

（単位：百万円）

事業＼期別	第52期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで		第53期（当連結会計年度） 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
型枠貸与事業	1,791	20.6	1,347	13.8
資材・製品販売事業	6,921	79.4	8,403	86.2
合計	8,713	100.0	9,750	100.0

(2) 直前３連結会計年度の財産および損益の状況

区分＼期別	第50期 (平成25年３月期)	第51期 (平成26年３月期)	第52期 (平成27年３月期)	第53期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高（千円）	6,889,558	8,981,263	8,713,473	9,750,999
経常利益（千円）	174,881	518,459	382,724	83,491
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	145,779	464,909	363,742	52,421
１株当たり当期純利益	7円98銭	25円44銭	19円91銭	2円87銭
総資産（千円）	5,178,718	6,469,998	6,761,430	8,148,097
純資産（千円）	1,820,776	2,262,058	2,529,832	2,389,749
１株当たり純資産額	99円62銭	123円81銭	138円53銭	130円71銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東洋水研株式会社	千円 50,000	% 90	消波根固ブロックの型枠賃貸及びコンクリート二次製品、自然石製品の販売

(4) 対処すべき課題

安定した企業収益を上げる経営基盤の確立のために、①社会資本整備のあり方をしっかり捉えた付加価値のある新事業・新製品の開発、②既存事業製品の選択と集中によるコアビジネスの強化、③ベトナムを製品供給体制の拠点とし、旺盛な東南アジア各国の社会基盤整備需要へ製品・工法を提供する国際事業の強化、④資本・経営の独立性を尊重した協力会社ネットワークの維持強化および新たな協力・提携関係の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、型枠貸与事業および資材・製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 型枠貸与事業

主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。

② 資材・製品販売事業

工場で製造した護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

①　当社の本社および営業所

本社　　東京都新宿区西新宿六丁目10番１号

営業所　北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿中国、四国、九州、沖縄

②　子会社の本社

名称　　東洋水研株式会社

本社　　東京都千代田区神田錦町三丁目19番地

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
123名	9名増

（注）使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	8名増	48.8歳	14.1年

（注）使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,300,000千円
興産信用金庫	30,548千円
日本政策金融公庫	15,660千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　38,997,000株
② 発行済株式の総数　18,622,544株
③ 株主数　3,643名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
フリージア・マクロス株式会社	1,574,000株	8.62%
株式会社ジェイ・エム・イー	1,288,021株	7.05%
行本敏子	1,165,847株	6.39%
日本生命保険相互会社	576,954株	3.16%
今井正利	557,000株	3.05%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	449,130株	2.46%
行本卓生	360,835株	1.98%
菊池恵理香	346,561株	1.90%
三井住友信託銀行株式会社	340,000株	1.86%
日亜鋼業株式会社	250,000株	1.37%

（注）１．当社は、平成28年３月31日現在、自己株式365,224株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．行本敏子氏は逝去されましたが、平成28年３月31日時点で名義書換中のため、株主名簿上の名義に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	行本卓生	
副社長	大内久夫	事業推進部門担当
専務取締役	佐々木庸介	事業推進部門担当
常務取締役	皆川曜児	財務部長 兼 事業管理部長
取締役	五十嵐敏也	東北復興事業部長
取締役	砂川孝志	株式会社熊谷組 常任顧問
常勤監査役	佐藤弘志	
監査役	二宮裕	
監査役	遠藤勝利	遠藤勝利税理士事務所代表

（注）１．取締役砂川孝志氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役二宮　裕氏および監査役遠藤勝利氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．常勤監査役佐藤弘志氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役佐藤弘志氏は、当社の経理部に昭和56年10月から平成14年３月まで在籍し、通算21年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しておりました。

４．当社は、取締役砂川孝志氏および監査役二宮　裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度の末日後に行本卓生氏が当社代表取締役会長、皆川曜児氏が当社代表取締役社長として就任しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	6名	114,990千円
（うち社外取締役）	（1名）	（2,520千円）
監査役	3名	14,160千円
（うち社外監査役）	（2名）	（4,620千円）
合計	9名	129,150千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役砂川孝志氏は、株式会社熊谷組常任顧問であります。

当社と株式会社熊谷組との間には資材・製品販売事業等の取引関係があります。

社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（９回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役砂川孝志	８回	100%	―	―
監査役二宮　裕	10回	100%	９回	100%
監査役遠藤勝利	10回	100%	９回	100%

・取締役会および監査役会における発言状況

平成27年６月26日に就任した砂川孝志氏は、土木行政および企業活動に関する高い見識等に基づき、発言を行なっております。

監査役二宮　裕氏は、主に内部統制の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

監査役遠藤勝利氏は、税理士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制の決定内容の概況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図ってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定例取締役会とそれに加え臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社ならびに子会社から成る企業集団の基本は自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることとしております。子会社管理規程を定めており、それに則って役員人事、報告制度等を実行しており、「コンプライアンス・マニュアル」「リスク管理規程」については同一の規程を使用しております。

また、当社の業務監査室が子会社の監査を行っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて置くこととし、その人事については監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価等については監査役会の事前の同意を必要といたします。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役に説明を求めることが出来るとしており、また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることが出来るとしておりますがこれらを監査役への報告を兼ねるものとみなしております。

また、内部通報制度の通報窓口の１つを常勤監査役としており、誠実かつ正当な情報提供を行った者に対し不利な取扱をしない旨を定めております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対しての理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役１名を選任しております。また、平成28年６月24日開催予定の第53回定時株主総会に追加１名の社外取締役候補者を取締役選任議案として上程いたします。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形

無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ．コアビジネスの強化

政府の国土強靭化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新、東日本大震災の復興事業、南海トラフ対策等への消波コンクリートブロックの供給、環境二次製品等の高機能化、高付加値化、及び市場に合致した製品開発を推進することにより、コアビジネスを強化します。

ロ．技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ．国際事業の強化

ベトナムを拠点とした製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年４月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、同年６月26日開催の定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成27年６月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/library.html）に掲載する平成27年４月24日付プレスリリースをご覧ください。

④　上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対

抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,009,645**	**流動負債**	**5,104,429**
現金及び預金	542,528	支払手形	2,864,619
受取手形	1,995,462	買掛金	716,461
電子記録債権	563,909	短期借入金	900,000
売掛金	1,813,894	1年内返済予定の長期借入金	153,636
商品及び製品	1,945,540	未払金	108,028
原材料及び貯蔵品	4,341	未払法人税等	10,654
前払費用	90,393	未払消費税等	10,881
繰延税金資産	3,700	設備支払手形	16,787
その他	59,405	リース債務	272,131
貸倒引当金	△9,530	その他	51,229
固定資産	**1,138,451**	**固定負債**	**653,917**
有形固定資産	**677,962**	長期借入金	292,572
建物	8,064	リース債務	271,766
鋼製型枠	125,760	退職給付に係る負債	67,403
機械装置	11	繰延税金負債	739
車両運搬具	11,526	その他	21,436
器具備品	1,981	**負債合計**	**5,758,347**
土地	1,073	**純資産の部**	
リース資産	520,444	**株主資本**	**2,364,788**
建設仮勘定	9,100	資本金	1,004,427
無形固定資産	**19,961**	資本剰余金	541,702
ソフトウエア	13,193	利益剰余金	881,455
その他	6,767	自己株式	△62,797
投資その他の資産	**440,527**	**その他の包括利益累計額**	**21,699**
投資有価証券	265,025	その他有価証券評価差額金	21,699
敷金	73,927	**非支配株主持分**	**3,261**
破産債権等	144,244	**純資産合計**	**2,389,749**
その他	179,565		
貸倒引当金	△222,234		
資産合計	**8,148,097**	**負債・純資産合計**	**8,148,097**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,750,999
売上原価		8,180,983
売上総利益		1,570,015
販売費及び一般管理費		1,470,688
営業利益		99,326
営業外収益		
受取利息	1,239	
受取配当金	6,273	
たな卸資産処分益	2,707	
雑収入	2,395	
その他	514	13,131
営業外費用		
支払利息	17,252	
支払手数料	6,500	
為替差損	643	
その他	4,569	28,966
経常利益		83,491
特別利益		
固定資産処分益	700	
固定資産売却益	790	
投資有価証券資産売却益	17,615	19,105
税金等調整前当期純利益		102,597
法人税、住民税及び事業税	26,131	
法人税等調整額	22,300	48,431
当期純利益		54,166
非支配株主に帰属する当期純利益		1,744
親会社株主に帰属する当期純利益		52,421

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,004,427	541,702	938,594	△61,854	2,422,868
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△109,560	－	△109,560
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	52,421	－	52,421
自己株式の取得	－	－	－	△1,075	△1,075
自己株式の処分	－	0	－	132	133
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	0	△57,138	△942	△58,080
当期末残高	1,004,427	541,702	881,455	△62,797	2,364,788

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	105,446	105,446	1,517	2,529,832
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△109,560
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	52,421
自己株式の取得	－	－	－	△1,075
自己株式の処分	－	－	－	133
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△83,747	△83,747	1,744	△82,002
当連結会計年度中の変動額合計	△83,747	△83,747	1,744	△140,083
当期末残高	21,699	21,699	3,261	2,389,749

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・連結子会社の名称　　東洋水研株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品及び製品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ．リース資産　　リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ハ．無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)および事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(5) 表示方法の変更に関する事項

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は185,660千円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「雑収入」は2,697千円であります。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高　363,316千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,674,677千円

(3) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(4) リース資産

リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。

(5) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末におけるリボルビング・クレジット・ファシリティに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

リボルビング・クレジット・ファシリティ総額	900,000千円
借入実行残高	900,000千円
差引額	－千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,622千株	－千株	－千株	18,622千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	360千株	5千株	0千株	365千株

（注）　自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	54,786	3.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月12日取締役会	普通株式	54,773	3.00	平成27年9月30日	平成27年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	54,771	利益剰余金	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(注) 平成28年６月24日開催の定時株主総会の議案として、提案しております。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。借入金、リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で５年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	542,528	542,528	－
② 受取手形及び売掛金、電子記録債権	4,373,267	4,373,267	－
③ 投資有価証券	165,100	165,100	－
資産計	5,080,895	5,080,895	－
① 支払手形及び買掛金	3,581,081	3,581,081	－
② 短期借入金	900,000	900,000	－
③ 長期借入金	446,208	446,208	－
④ リース債務	543,898	543,375	△523
負債計	5,471,187	5,470,664	△523

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、一部の長期借入金は、複合金融商品であるキャンセラブルローン（期限前特約権の行使による期限前解約特約付）でありますが、長期借入金の時価に含めて算定しております。

④ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結対象対照表計上額
非上場株式等	99,925千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　130円71銭

(2) １株当たり当期純利益　2円87銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,037,064**	**流動負債**	**4,137,793**
現金及び預金	507,683	支払手形	2,115,580
受取手形	1,888,909	買掛金	520,869
電子記録債権	563,909	短期借入金	900,000
売掛金	1,559,923	1年内返済予定の長期借入金	133,332
商品及び製品	942,478	未払金	107,509
原材料及び貯蔵品	400	未払法人税等	10,107
前払費用	58,760	未払消費税等	10,881
短期貸付金	500,000	設備支払手形	16,787
繰延税金資産	3,700	リース債務	272,131
その他	21,015	その他	50,594
貸倒引当金	△9,716	**固定負債**	**618,730**
固定資産	**1,088,536**	長期借入金	266,668
有形固定資産	**619,132**	リース債務	271,766
建物	7,701	繰延税金負債	739
鋼製型枠	67,409	退職給付引当金	61,028
機械装置	11	その他	18,528
車両運搬具	11,526	**負債合計**	**4,756,523**
器具備品	1,864	**純資産の部**	
土地	1,073	**株主資本**	**2,347,378**
リース資産	520,444	**資本金**	**1,004,427**
建設仮勘定	9,100	**資本剰余金**	**541,702**
無形固定資産	**19,707**	資本準備金	541,691
ソフトウエア	12,940	その他資本剰余金	11
その他	6,767	**利益剰余金**	**864,045**
投資その他の資産	**449,696**	利益準備金	251,106
投資有価証券	265,025	その他利益剰余金	612,938
関係会社株式	12,132	別途積立金	700,000
長期貸付金	76,500	繰越利益剰余金	△87,061
敷金	71,131	**自己株式**	**△62,797**
破産債権等	144,244	**評価・換算差額等**	**21,699**
その他	102,896	その他有価証券評価差額金	21,699
貸倒引当金	△222,234	**純資産合計**	**2,369,077**
資産合計	**7,125,601**	**負債・純資産合計**	**7,125,601**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		8,086,263
売上原価		6,691,714
売上総利益		1,394,548
販売費及び一般管理費		1,324,870
営業利益		69,678
営業外収益		
受取利息	3,564	
受取配当金	6,273	
たな卸資産処分益	2,707	
雑収入	2,395	
その他	441	15,382
営業外費用		
支払利息	15,224	
支払手数料	3,611	
為替差損	643	
その他	596	20,076
経常利益		64,985
特別利益		
固定資産処分益	700	
固定資産売却益	790	
投資有価証券売却益	17,615	19,105
税引前当期純利益		84,091
法人税、住民税及び事業税	25,584	
法人税等調整額	22,300	47,884
当期純利益		36,207

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（ 平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,004,427	541,691	10	541,702	251,106	700,000	△13,708	937,398
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△109,560	△109,560
当期純利益	－	－	－	－	－	－	36,207	36,207
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	△73,353	△73,353
当期末残高	1,004,427	541,691	11	541,702	251,106	700,000	△87,061	864,045

			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△61,854	2,421,673	105,446	105,446	2,527,119
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△109,560	－	－	△109,560
当期純利益	－	36,207	－	－	36,207
自己株式の取得	△1,075	△1,075	－	－	△1,075
自己株式の処分	132	133	－	－	133
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	－	－	△83,747	△83,747	△83,747
当事業年度中の変動額合計	△942	△74,294	△83,747	△83,747	△158,041
当期末残高	△62,797	2,347,378	21,699	21,699	2,369,077

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ たな卸資産の評価基準および評価方法	
・商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法によっております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
② リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
③ 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更に関する事項

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は185,660千円であります。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「雑収入」は2,697千円であります。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　2,643,499千円

(2) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(3) リース資産

リース資産は、コンクリートブロック製造用型枠等であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　　515,105千円

② 短期金銭債務　　38,450千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　　34,567千円

② 仕入高　　228,877千円

③ 販売費及び一般管理費　　151千円

④ 営業取引以外の取引高　　2,379千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	360千株	5千株	0千株	365千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。また、自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡による減少であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	45,750千円
関係会社株式評価損	22,051千円
貸倒引当金超過額	71,023千円
商品否認額	32,335千円
その他	30,057千円
計	201,219千円
評価性引当額	△197,519千円
繰延税金資産合計	3,700千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	739千円
繰延税金負債合計	739千円
繰延税金資産の純額	2,960千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は前連結会計年度の33.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響は軽微であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	東洋水研株式会社	所有直接 90.0%	資金の貸借関係、役員の兼任	資金の貸付	420,000	短期貸付金	500,000
				資金の回収(注)	20,000		
				利息の受取	2,379	その他流動資産(未収収益)	75

(注)資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	129円76銭
(2) １株当たり当期純利益	1円98銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

日建工学株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大村　茂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤本浩巳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日建工学株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

日建工学株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大村　茂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤本浩巳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日建工学株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みならびに会社法試行規則第118条第５号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対およ照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業嚢方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月26日

日建工学株式会社監査役会

常勤監査役　佐　藤　弘　志　㊞
監　査　役　二　宮　　裕　㊞
監　査　役　遠　藤　勝　利　㊞

(注) 監査役二宮　裕および監査役遠藤勝利は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該期の業績および先行きの見通し等を踏まえながら、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定的に配当を実施して行くことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針を総合的に勘案し、下記のとおり１株につき３円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として１株につき３円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、1株につき６円となります。

記

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式1株につき金3円
　配当総額　金54,771,960円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
　平成28年６月27日

第２号議案　取締役１名選任の件

社外取締役を増員することにより、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
大島　登（おおしま　のぼる） （昭和16年７月31日生）	昭和42年４月　農林省入省 昭和55年４月　岩手県林業水産部漁港課長 昭和58年４月　水産庁漁港部計画課漁港計画専門官 平成４年７月　水産庁漁港部計画課長 平成９年７月　水産庁漁港部長 平成12年５月　全日本漁港建設協会会長 平成23年５月　全日本漁港建設協会顧問（現任）	－株

（注）１．大島　登氏は、新任の取締役候補者であります。
　　２．大島　登氏は、社外取締役候補者であります。

大島　登氏を社外取締役候補者とした理由は、行政及び協会活動を通じて養われた企業活動に関する高い見識及び豊富な知識を活かして当社の経営判断に、独立した立場から適切な助言をいただくことを期待して、選任をお願いするものであります。このことにより当社は独立社外取締役1名が増員され2名体制となり、客観的な経営監督の実効性を確保するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることが期待できます。

3．大島　登氏は、全日本漁港建設協会の顧問であり、当社と全日本漁港建設協会との間には、特別な関係はありません。

4．大島　登氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役佐藤弘志、遠藤勝利の２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	佐藤（さとう）　弘志（ひろし） （昭和21年９月22日生）	昭和56年10月　当社入社 平成２年４月　当社財務課長 平成７年４月　当社監査課長 平成14年４月　当社業務監査室長 平成14年６月　当社監査役就任（現任） 平成18年３月　東洋水研株式会社監査役就任（現任）	12,438株
2	遠藤（えんどう）　勝利（かつとし） （昭和17年６月５日生）	平成11年６月　蒲田税務署長 平成12年９月　遠藤勝利税理士事務所開設（現任） 平成16年６月　当社監査役就任（現任）	2,000株

（注）１．遠藤勝利氏は、社外監査役候補者であります。

２．上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．常勤監査役佐藤弘志氏は、当社の経理部に昭和56年10月から平成14年3月まで在職し、通算21年にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成に従事しておりましたので、財務および会計に関

する相当程度の知識を有しております。

4．遠藤勝利氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、会社経営全般について豊富な経験と見識を有するとともに企業会計にも精通しており、また平成16年６月から当社の社外監査役に就任しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

以　上

株主総会会場ご案内図



［株主総会会場］
ＢＩＺ新宿１階多目的ホール
ＢＩＺ新宿正面玄関通路は、２階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。
所在地　東京都新宿区西新宿六丁目８番２号

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

交通機関　ＪＲ線・小田急線・京王線　新宿駅下車 徒歩約15分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅下車 徒歩約５分
都営大江戸線　都庁前駅下車 徒歩約６分